

新潟市教育委員会 平成27年2月 定例会会議録				
日 時	平成27年2月4日(水) 午後3時00分			
場 所	市役所本館6階 第2委員会室			
出席委員 (9名)	齋藤 委員長	出席委員	眞谷 委員	
	沢野 委員		佐藤 委員	
	吉村 委員		阿部 教育長	
	織田 委員	欠席委員		
	伊藤 委員			
	藤田 委員			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課 課長補佐	大井 隆
	教育次長	齋藤 博子	生涯学習 センター所長	三保 恵美子
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習 センター次長	井関 一博
	教育総務課長	上所 隆	中央図書館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	施設課長補佐	熊倉 勇介	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	生涯学習課長	大竹 和浩	教育総務課係長	灰野 梢
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課主査	石田 貴宏
総合教育 センター所長	高地 啓衛			
その他の 出席者 (2名)	文化スポーツ部スポーツ振興課 課長 櫻井 豊, 課長補佐 林 晃			

開会	時刻	午後3時00分
	宣言者	委員長
付議事件 (2件)	議案番号	件名
	議案第26号	平成27年2月議会定例会の議案について
	議案第27号	市立小・中・特別支援学校の校長の人事について
報告 (1件)	件名	
	「第二次新潟市子ども読書活動推進計画案」に対するパブリックコメントの実施結果について	
協議会 (1件)	件名	
	新潟市スポーツ推進計画第2次「スポ柳(ル)都(ト)にいがた」プランに対する意見について	

第1 開会宣言

○委員長

午後3時00分開会を宣言する。

本日の報道はありません。なお、会議中に報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び沢野委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長

議案第26号「平成27年2月議会定例会の議案について」は、市議会議案等の公表前であることから、また議案第27号「市立小・中・特別支援学校の校長の人事について」は、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしければ、協議会終了後、非公開案件として再開して審議いたします。

第4 報告

○委員長

では、これより報告案件に入ります。「第二次新潟市子ども読書活動推進計画案に対するパブリックコメントの実施結果について」、中央図書館サービス課に説明をお願いします。

○中央図書館サービス課長

修正の内容とパブリックコメント及び図書館協議会委員と学校から提出された意見と、その意見に対する市の考え方をご報告いたします。

10月の協議会で計画案についてご説明いたしました。その後、11月はじめから1か月間、パブリックコメントを実施し、提出された意見を検討しまして、記載の修正を行います。

一つ目、1 家庭（家庭の取組）②読み聞かせの実施について、本文中の読み聞かせという言葉は、保護者にとって難しいものにとらえられることが多いというご意見を受けまして、分かりやすい表現に修正いたします。

二つ目、1 家庭（市の取組）②ブックスタート事業について、ボランティアの養成とスキルアップの講座を開催してほしいという意見をいただきました。今までも講座を開催していますが、記載の文章を追加し、今後もブックスタート事業の充実を目指して、講座の内容や開催時期を検討いたします。

三つ目、4 地域①図書館の充実で、児童書に造詣のある司書の育成と配置を希望するというご意見をいただきました。施設や資料だけでなく、図書館の充実を図るための構成要素として、職員も重要であると考え、記載の文章を追加します。

次に、パブリックコメント提出意見の概要です。17人からいただいた50件の意見を表にまとめました。計画は、子どもの読書活動を推進する場を家庭、保育園・幼稚園、学校、地域の四つに分けてありますが、家庭と学校に対する意見が多く寄せられました。これらの中で主なご意見をご紹介します。

家庭では、ブックスタートについての意見を多くいただきました。No.8からNo.13までがブックスタートへの意見です。No.10のブックスタートボランティアとして活動する中で、ブックスタートの趣旨が保護者に伝わっているという実感がある。今後も続けてほしい。No.11のボランティアの数が不足している。また、今回、修正することにいたしましたNo.12のボランティアの養成講座の開催のご意見は、実際に活動して下さっているボランティアからの貴重なご意見だと思われます。そのほか、No.8の歯科健診未受診者への取組みやNo.9の実施時期についてのご意見などもいただきました。平成23年度から実施いたしましたブックスタートは、今年度で4年目を迎えます。これらのご意見を踏まえて、今後の取組みに生かしていきたいと考えます。

次に学校ですが、No.25から始まる17件のご意見がありました。その中では教職員研修に関する意見が多く、No.27やNo.28のように、教員と学校司書、管理職のそれぞれの役割に合わせた研修が必要だというご意見が5件ありました。また、No.33から始まる④学校図書館の充実では、学校司書の待遇や蔵書の充実などのご意見を5件いただきました。

3 その他の意見として、パブリックコメントのほかに各区の中心図書館に設置した図書館協議会委員26人からいただいた49件のご意見と、学校から提出された意見の概要を表にしました。学校からの意見は、提出者2人5件と少ないのですが、各図書館協議会には、各区の小中学校長や地域教育コーディネーターなど、学校教育関係者に入っていることもあり、学校についてのご意見が最も多く23件となりました。主な意見については記載のとおりです。

今回の第二次新潟市子ども読書活動推進計画では、家庭での読書「うちどく」の推進、学校で計画的に学校図書館を活用する学習活動の推進と学校図書館活用推進校の指定、特別支援学校の学校図書館整備検討会の設置の四つの取組みを新規に重点事業として上げています。現行計画を通して深まってきた市民との協働、教育委員会を中心とする市役所内での連携をさらに進めて、これらの重点事業への取組みを行い、本市の子供の読書活動をさらに深めて推進していきたいと考えています。

○委員長	今の報告についてご質問、あるいはご意見のある方は。
○織田委員	修正3件の1件目にあるように、「読み聞かせ」という言葉が保護者の方には分かりにくいというご指摘もあって、「本を読んであげる」という文章に変えてくださったこと、非常にありがたいことだと思います。このように、行政の方や日ごろそういう言葉に慣れ親しんでいる人には簡単な言葉でも、一般の市民の方には分かりづらい言葉というのは、わりとあるような気がします。この修正は本当にありがたいことだと思います。ありがとうございました。
○中央図書館サービス課長	委員ご指摘のとおり、そのほかの言葉なども市民の皆様に分かりやすいような言葉に置き換えて、これから計画の周知、取組みを進めていきたいと思っています。
○伊藤委員	今のことと同じことなのですが、報告3で文言を変えたとありました。それよりも、「保護者の中には『読み聞かせ』を難しいことと捉える人も多い」というところで、文言を変えるのではなく、だれでもできることなのだよということをお伝えする機会を増やすほうがよろしかったかと思います。ただ読んであげるのではなく、本を通してやり取りといたしますか、コミュニケーションをする手段が読み聞かせであると思います。今回、変えるということで、それはそれでよいのですが、いろいろな捉え方があるのだと思いますし、このような意見から、読み聞かせがだれでもできることだよということを伝えるような講座などの充実を望む気持ちに、これを読んで思いました。
○中央図書館サービス課長	おっしゃるとおりだと思います。図書館に、読み聞かせというのはどのようにしてやるのですかと、保護者の方からお問い合わせいただくことがあります。そういうことが分かっていたように、いろいろな講座や研修などの際に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。
○沢野委員	No.12のブックスタートボランティアの養成、スキルアップ講座などを開催してほしいとあります。そういう講座はもちろん今でも開催されていて、どんどん養成されているのですよね。
○中央図書館サービス課長	毎年、やめられる方もいらっしゃいますので、不足の分につきましては、各区で養成は行っております。ただ、今、実際にブックスタートをやっている方については、実は今年度は講座などを行っていなかったこともありまして、今後は定期的な実施が必要だと考えています。
○伊藤委員	ブックスタートについてなのですが、私も実際、ほかのボランティアの方と一緒に2か所で活動に参加しています。活動の後に振り返りで、皆さんの感じたこと、また何年かやっている方もいらっしゃって、やってみての感想や変化や認識が保護者

に伝わっているとか、実感されているというようなお話を図書館の人を交えてお話ししています。講座についても人手が足りなくならないように、開催をお願いしますということを言う方もいらっしやって、それをきちんと図書館に聞いていただき、中央図書館のほうにお伝えして、さらに私たちの活動に新しい仲間を迎えたということが今年度ありました。意見を聞いていただけること、また保護者の人からも感謝されるということまで有意義に感じて、活動への励みになるということが実際にありました。パブリックコメントは、私たちの思いや感想と非常に一致している部分がありましたので、この数は何人か、何件かで多いか少ないかはあるかもしれませんが、きちんと反映されているということを感じました。

○委員長

いかがですか。よろしいですか。報告ありがとうございました。それでは、これで報告案件終了です。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

2月臨時会は2月23日月曜日午後4時から、3月定例会は3月17日火曜日午後3時30分からを予定しております。

第6 一時閉会

○委員長

午後3時15分、定例会を一旦終了する。

第7 協議会

○委員長

次に、協議会に移ります。

まず、「新潟市スポーツ推進計画第2次『スポ柳(ル)都(ト)にいがた』プランに対する意見について」教育総務課長に協議事項の概要またスポーツ振興課長より計画案について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

「新潟市スポーツ推進計画第2次『スポ柳都にいがた』プラン」の平成27年度から平成34年度の8年間を計画期間とする「スポ柳都にいがた」プランに策定にあたりまして、スポーツ基本法の第10条の2、地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、またはこれを変更使用するときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならない。この規定に基づき、教育委員会に意見を求められたものでございます。

○スポーツ振興課長

平成17年度に策定いたしました、本市のスポーツ振興に関する基本計画「スポ柳都にいがた」プランが、平成26年度をもって最終年度となるため、第2次となります平成27年度から平成34年度までの8年間の計画を策定するにあたり、スポーツ基本法第10条2項の規定に基づきまして、教育委員会よりご意見があればいただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

本市のスポーツ推進計画策定にあたりましては、新潟市スポーツ推進審議会条例に基づき、市長よりスポーツ推進審議会に諮問し、審議会より答申をいただくこととなり、昨年3月に諮問を受けました審議会では8名の委員からなる第2次「スポ柳都にいがた」プラン策定検討委員会を設置し、これまで検討を重ねるとともに、9月と12月議会での報告、そして、昨年末に開催されました審議会における経過報告を行い、その後パブリックコメントを実施いたしました。

今後は審議会の答申案の作成に向けまして、検討委員会を2回開き、答申案をまとめていただき、2月議会での報告を経て、3月の審議会において答申をいただく予定となっております。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、第1次プランとなります、これまでの計画につきまして、簡単にご説明させていただきます。平成17年に審議会より答申をいただき「スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市の実現へ!!」を基本理念に、「健康」「競技」「みる」「支える」の四つの基本方針と各分野に関連した情報ネットワーク、医科学支援体制の充実を図るとした計画を策定し、審議会より進行管理をしていただきながら、推進してまいりました。また、教育ビジョンの基本施策として、教育ビジョン推進委員からもご意見を頂戴してまいりました。これまで、市民のスポーツや運動の実施率を50パーセント、これは2人に1人が週1回以上運動するということを数値目標に各種施策に取り組んでまいりました。その結果、昨年10月に行いました、スポーツに関する市民意識調査におきまして、47.2パーセントの市民が週1回以上実施しているということが分かりました。数値上での目標でございますが、平成15年度の15.9パーセントから31.3ポイント増加しており、目標の50パーセントにはわずかに及びませんでした。なお、おおむね目標を達成することができたと考えております。

次に、第2次プランについての概要を説明いたします。策定の趣旨と基本理念についてです。平成23年に国が50年ぶりにスポーツ振興法を全面改正にいたしまして、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しております。また、少子高齢化や本市のスポーツを取り巻く現況変化や課題を踏まえたうえで、これまでの基本理念、スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市を引継ぎ、発展させたプランを策定することとしております。基本方針におきましても、「健康」「競技」「みる」「支える」の4つとそれぞれに関するスポーツ情報、医科学支援体制を充実させることとしております。

基本目標につきましては、これまでの基本理念、基本方針を

引継ぎながら、少子高齢化などの社会状況やスポーツを取り巻く新たな始点に対応した計画にするために、人口減少と超高齢化について、東京オリンピック・パラリンピックの開催について、障がい者スポーツの推進について、スポーツ施設の整備改修に対応した必要な施策を新規、あるいは拡充いたしまして、各基本目標に盛り込んだ計画案となっております。到達目標といたしましては、週1日以上運動する市民の割合を65パーセントとし、3人に1人が週1日以上運動することといたしております。計画は、国のスポーツ基本法、本市のにいがた未来ビジョンに体系づけられ、平成34年度までの8年間の計画とし、2年ごとに実施計画を策定いたします。計画の進行管理につきましては、引き続き、スポーツ推進審議会より評価、ご意見をいただきながら推進していくこととなっております。

以上、簡単ではございますが、第2次プランの策定に向けたご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。これで説明は終わりですか。

○教育総務課長

「スポ柳都にいがた」プランの素案を事務局の関係課のほうに照会をかけた上で、教育委員会事務局としての意見があるかどうか確認いたしました。その結果、事務局関係課からは意見なしとの報告をいただいております。

○委員長

各委員の方に意見、あるいは質問を伺っていいんですね。

今の説明、報告に関して、ご質問、あるいはご意見、こうしたらいいのではないかとということがありましたらお聞かせください。

○伊藤委員

(4) 支えるスポーツという部分ですが、これは各種団体の育成支援ということですが、団体を増やすということなのか、既存団体の活動の充実という意味で支援ということなのか。その辺、どういったものが織り込まれているかということをもう少し教えてください。

○スポーツ振興課長

これまでの計画につきましては、やはり両方です。底辺の拡大。それと各種団体、連盟の、例えばジュニア育成からその団体競技といった部分についての支援ということで両輪でやっております。教育ビジョンもそうなのですが、ここには大きな柱としてお見せしてありますので、この下に基本施策といいますか、実施計画が今後、ついていくこととなります。

○伊藤委員

スポーツをしている人は、自分たちでお金を出しあって子どもたちのためにとやっているところが多いので、この支援の部分はこういったものが入るのかということで、質問させていただきました。ありがとうございました。

○沢野委員

今の（４）支えるスポーツなのですけれども、「にいがたの食文化とスポーツとの連携について」とありますが、何か具体的に案などはあるのでしょうか。どのような形で連携していこうと思われているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

これは新たな取り組みでございまして、今後、ここに今ほど申し上げましたように、どういったものがついていくかということこれから私たちの課だけではなく、全庁的な中でマッチするといいますか、まだ施策的には取り組むということはありません。

アスリートフードマイスターや、そういったものも視野に入れながら、スポーツをするための食生活というものがありますので、そこにまた新潟の食を取り入れるなど関連づけられていけばいいなと思っております。

○伊藤委員

今ほどの食文化とスポーツとの連携についてですけれども、これは例えば、カーボローディングやスポーツと栄養、食育ということも含めて、運動するうえで食というものが非常に効果のある取り方、摂取の仕方など、いろいろなノウハウがあるということを協議しながら、情報に触れております。あとは新潟の地産地消など、それぞれの運動施設などの周辺で、こういうことが提示できる情報コーナーのような、それぞれの地域へ行ったとき、地元のこれがいいという情報提供、実際に食事をする場所ということもあるでしょうけれども、地域の魅力についての発信という工夫も可能かと思えます。この辺もどのように展開していくか興味深いのですが、いろいろな多方面の方のご意見や、また企業のご協力を含めてですけれども、新潟市のそれぞれの協力をいただけるテーマ、新規という部分で興味深いことだと思っておりますので、皆様のご意見を吸収して、いいものを活用して行ってください。

○スポーツ振興課長

2年ごとに実施計画の見直しをする中で、やはりその時代ごとの変化に対応したものでやっていきたいと思えます。一つの事例としましては、新潟シティマラソンにおいて、例えば、今年度、おにぎりの小さいものを提供したり、サトウ食品からお餅の提供、あとはバナナなど、そういったものをエイドステーションに置いて提供しているということがすでに実施されております。その辺を含めながら、またいろいろと検討していきたいと思っております。

○眞谷委員

競技スポーツについてお聞きしたいのですが、世界を目指すスポーツ文化の発信地になる、世界に羽ばたく選手を育成することなのですけれども、これは広く浅くやられるのか。どれかに種目を絞って、その種目に特に重点的にというよう

なことをお考えになってらっしゃるのか。その辺、具体的にお聞かせいただけますか。

○スポーツ振興課長

まだ、具体的な取り扱いというものは決まっておりません。というのは、やはりトップアスリートになりますと、国が実際に指定します。東京五輪を見据えた取組みにつきましても、国がトップの選手を指定して、それを協会が育てていくと。全日本のナショナルクラスです。県の取組みとしては、一昨年度に東京オリンピックに向けた基金などを設置して、それを県の各連盟に支援として配付しております。市としましては、そこで何ができるかということで、私どもの第1次プランの中にあるのですが、競技力向上委員会はまだ遅れていまして設置しておりませんが、そのあたりを立ち上げながら、検討していきたいと思っております。

○眞谷委員

今、いくつかそういう取組みをされていますけれども、全国的にも小学校、中学校くらいから、その子がどういうスポーツに向いているかという、適正をはっきりと調査するというやり方をしております。筋肉の質によって短距離に向いている、あるいは長距離に向いている子、持久力がある、あるいは瞬発力がある子と、それによって向く競技が随分違ってきます。そういうものは市レベルで、各学校ごとくらいにやろうと思えばできることなのではないかと思うのです。それをどう活かすかは、また今後の話なのですけれども、予想外のスポーツに向いている子がいるのに、自分がそのことに気づかない、あるいは周りにそういう競技団体がないばかりに、せっかくの才能を見出せないという場合も出てきます。トップアスリートは国がやればいいのですけれども、トップアスリートになる芽がこれから出るか出ないか分からない子たちに対しての政策というものが一番、市というレベルでは向いていると思うのです。その辺も考えていただければありがたいと思います。

○スポーツ振興課長

ご意見、ありがとうございます。やはりそこを育てるというためには、指導者の育成ということが、一番の要になってくると思います。スポーツというのは、レクリエーション、ニュースポーツも含めて、多岐に渡った種目がありますので、限定しないように、いろいろ幅広い面で考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長

今、お答えになっているのは、学校体育の部分で言っているのか、学校を取り巻くクラブ活動やいろいろな地域のサークルの部分なのか、どちらなのか鮮明にしていきたい。教育委員会の教育委員として、学校体育の問題は問題ですけれども、その辺のところはオブラートに包まれて、ただ単なるジュニア

強化、指導者育成と言われても、学校の教職員はどうやって指導者を育成するのという部分はあると思うので、この辺はどうですか。

○スポーツ振興課長

学校体育は教育委員会の所管なので、この辺は私どものほうとしては、マクロといいますか、細かい部分でいえば、小学校では外部の方が指導されていますので、ここについては年1回、この3月にも実施するのですが、指導者育成研修会などを実施して、そこで必要な知識を身につけていっていただくということ。そのほかの強化という部分になりますと、各連盟が主体とならなければいけない部分、専門的な部分でございますので、その辺との意見交換、また市の体育協会と先ほど言いました強化委員会などを通して、どういったことができるか。実際に、どの競技にどういったものが新潟ではできるのかといった部分についても、今後、検討していきたいと思っております。

○委員長

東京オリンピック・パラリンピック開催は決まっています、どの市でも似たような目標を掲げていると思うのだけれども、私の個人的な意見としては、新潟市のプラン、日本でも新潟県でもなく、新潟市の特色のある取組みというものの色を出したらいいのではないのでしょうか。もちろん、いろいろな競技団体があるので、どうしてこの団体だけそうなのだ、ということになるかもしれないけれども。市の単位でこういうプランをとということになれば、県や国とは違った、新潟市らしさが少しでもにじみ出てくるようなものがないのではないかと、私は個人的に思います。

○スポーツ振興課長

おっしゃるとおりだと思います。東京オリンピック・パラリンピックを開催するにあたって、オリンピックムーブメント、デーランとか、これは国の施策によりまして、各都市で行うこととなっておりますが、新潟でも来年度、実施していこうということで、取組みを始めています。特に野球に関しては、新潟、静岡が開催地以外のところでの候補として、そうなれば新潟がオリンピック開催地ということになりますので、その辺の誘致、あとは来年度予算計上しております。これはスポーツ振興課ではなく観光の方面なのですが、文化スポーツコミッションと一緒にしまして、ナショナルチームの合宿。すでに東京オリンピック以外でも平昌に目を向けまして、アイスアリーナがございますので、そこでの日本チーム。種目はまだはっきりはしていないのですが、誘致等も大分、進んできておりますので、そういったことを通じて、新潟を発信していきたいということも考えております。

○伊藤委員

みるスポーツについて、国際大会等といろいろなものが載っ

ております。みるスポーツというのは、見に行く楽しいスポーツなのだと思っていたのですが、同時に外国からお招きして国際交流ができるスポーツというのもそういうものだと思います。来ていただく人への新潟を発信するという意味では、まちの中の発信や来た人への英語表示のように、伝える説明の文書と、私たち新潟市に住んでいる日本人の目線だけではなく、お招きした方にも楽しく日本を知って帰ってもらう、そういうこともできる項目だと思いました。

関係各機関との連携になりますが、国際交流ということで、みるスポーツもすごく大事だと思います。そういう意味で、この資料はとてもよくまとまっていますと思います。

○委員長

成人の週1日以上運動やスポーツの実施率は、具体的にどういったアンケートをされたのですか。これはどの程度の運動をいうのか、基準があればお聞きしたい。対象はアットランダムですか。

○スポーツ振興課長

これは文部科学省のほうでも、特に定めはございません。自分が運動したと思えば実施したことになります。例えば、ウォーキング、散歩、掃除しながらのながら体操、ラジオ体操。これは、スポーツや体育というものの領域は定まっておりませんので、とにかく体を動かすということ、年齢や身体の関係もございまして、その辺は幅広くとらえて、個人の意思ということで調査をしております。対象ですが、無作為抽出で4,000人にアンケートをしました。

○委員長

平成15年度と平成26年度ですごい差があるのですけれども、調査のやり方に違いはあるのですか。

○スポーツ振興課長

平成20年度の段階でも36%くらいでした。徐々に今の健康志向といいますか、平均寿命よりも健康寿命ということで運動される方。運動をやってみて、見てみて、やはりやるほうが健康になるのだなということは、皆さんも多分、ご存じだと思いますけれども、そういったことはかなり広がってきています。新潟市にはやすらぎ堤などがあり、ランナーもかなり多いです。エレベーターを使わないで階段でいこうとか、そういった意識の改革というものは、近年、顕著に出てきているのではないかと考えております。

○委員長

運動に対する意識の現れということで、この数値を見るのもいいのではないのでしょうか。そのほか、委員の方がいますか。ご意見、ご質問ございませんか。

○織田委員

最後のほうにお話があったように、生活の身近なところで健康を意識するというのは大切なことだと思います。いろいろな公

的な施設にエレベーターの隣に「なるべく階段を使いましょう」という張り紙が一つあるだけで、節電にもなるし、健康のためにも階段で行ってみようかと気づく人が多いと思います。そういう細かなこと、新潟市の公共施設全体がそうなっていることで、やはり市民の方の健康志向といたしますか、運動するきっかけを増やしていると思います。今のお話はその成果なのではないでしょうか。私も実は 15 パーセントから 47 パーセントへの伸びは少し疑っていたのですけれども、お話を伺ったら確かにそうだと思います。とても良い取り組みだと思いました。

○委員長

委員の皆さんの質問や意見をまとめますと、当該計画案、適当と認めるとの意見で、次回の教育委員会会議で議決するということがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○スポーツ振興課長

どうもありがとうございました。

○委員長

午後 3 時 40 分 協議会閉会を宣言する。

傍聴人の方はご退席をお願いいたします。事務局職員は、このまま会議に出席するようお願いいたします。これから、非公開の定例会に入ります。

第 8 定例会再開

○委員長

これより、定例会を再開いたします。

付議事件です。議案第 26 号「平成 27 年 2 月議会定例会の議案について（1）新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

「新潟市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」は、文化及びスポーツに関することを市長が管理執行することを定めた条例となっております。この当該条例の根拠となる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、一部改正となりました。根拠法令の条番号が変更されたことに伴いまして、この条例の一部改正を行うものです。

新旧対照表の右側が現行です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の条番号が、改正後、第 23 条第 1 項に変わるため、この条例を改正するものです。

○委員長

今の件に関して、ご意見、ご質問はございませんか。

では、次にいきます。同じく「（2）新潟市立幼稚園条例の一部改正について」教職員課長に説明をお願いいたします。

○教職員課長

平成 24 年 8 月 22 日に成立した「子ども・子育て支援法」により、財政支援として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、いわゆる施設型給付が行われることに伴い、幼稚園の授業料、施設型給付における自己負担額に合わせる改正を

行うものです。改正の内容は利用者負担額を子ども・子育て支援法第 27 条、第 28 条に基づき、市が定める額を上限に市長が規則で定める額とし、入園料は廃止します。なお、市長が規則で定める利用者負担額は、現行の授業料相当額、従来の入園料 36 月で割り返した額を加えたものを最高額とし、所得や多子世帯に対応した負担軽減を行います。額につきましては、お配りしました資料「新潟市立幼稚園の授業料（案）」のとおりです。施行日は、平成 27 年 4 月 1 日です。

○委員長

この件に関して、ご質問、ご意見はございませんか。ありがとうございました。

続いて、同じく「(3) 新潟市立小学校条例の一部改正について」教職員課長に説明をお願いします。

○教職員課長

潟東東小学校、潟東西小学校、潟東南小学校の統合に係る施設設備については、前回の教育委員会定例会で、教育総務課より報告がございましたが、それに伴い、必要な小学校条例の改正を行うものです。具体的には、潟東東小学校、潟東西小学校の名称及び位置を削除し、潟東南小学校の名称を潟東小学校とするものです。潟東南小学校の校舎を仮校舎として、平成 28 年 4 月に開校し、その後、新校舎を潟東中学校敷地内に整備のうえ、設置する予定です。施行日は平成 28 年 4 月 1 日です。

○委員長

この件に関して、ご質問、ご意見はございませんか。ありがとうございました。

では、同じく「(4) 平成 26 年度新潟市一般会計補正予算について」施設課長に説明をお願いします。

○施設課長

説明の中で、繰越明許費の設定という用語が出てまいります。平たく申しますと、設定した金額を上限に 1 年度に限り翌年度に繰り越して使用することができるようにするもの。これを繰越明許費の設定と申します。

さて、本議案の主な内容は、国の補正予算編成に伴い、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の追加交付を受けて、補正などを実施するものです。また、請負差額など不用額が蓄積した事業について、減額補正を行うとともに、年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行うものです。では、順に内容をご説明いたします。

一つ目が、1 学校施設の整備のうち、歳出の部の計画的な建て替え（改築）についてです。最初に歳出予算 3 億 8,420 万円の増額補正についてですが、これは平成 27 年度以降に予定しておりました、木戸小学校校舎一部改築事業の財源を早期に確保し、計画的に事業を推進することにより、教育環境の改善を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するものです。具体的

には、校舎の改築予算を前倒しして、歳出予算を増額補正するものです。

次に、歳出予算 8,300 万円の減額補正についてですが、これは沼垂小学校校舎改築事業について、請負差額等の不用額が蓄積したため、歳出予算を減額補正するものです。なお、木戸小学校と沼垂小学校につきましては、工事に数年間を要する改築の事業です。このため、単年度主義の予算の中で例外的に複数年度の予算となることについて、議会の承認を得ております。これを継続費と申します。継続費では、年度ごとに予定額を設定してありますが、この補正をすることにより、継続費についても変更することとなりますので申し添えます。

次に、繰越明許費 2,968 万 5,000 円の設定についてですが、これは日和山小学校校舎整備事業について、地元との調整に、より時間を要したため設計費用の一部について、繰越明許費の設定を行うものです。

続きまして、1 学校施設の整備のうち歳入の部の国庫支出金及び市債についてです。歳入予算 3 億 8,420 万円の増額補正についてですが、これは先ほどの歳出予算補正に合わせて学校施設環境改善交付金及び校舎屋体建設事業債により所要額を増額補正するものです。内訳は、この下の 2 行にわたって記載してあるとおりでございます。

二つ目が、2 学校施設の耐震化の促進についてです。これは、耐震補強事業費について、繰越明許費 7 億 4,743 万円の設定を行うものですが、これは小学校、中学校、高等学校における屋内体育館天井などの耐震対策工事について、工法の検討及び工事の時期を学校と協議することについて、より時間を要したため、工事費用について繰越明許費の設定を行うものです。内訳については小学校 11 校、中学校 7 校、高校 1 校で実施するものでございます。

三つ目が、3 老朽校舎の整備についてです。これは、借地解消事業について、繰越明許費 1 億 255 万 2,000 円の設定を行うものですが、これは亀田小学校と金津小学校において、これまで借地により確保してきた学校用地について、地権者から買取りを行うにあたり、現地調査及び測量により時間を要したため、繰越明許費の設定を行うものです。項目ごとの説明は以上ですが、これら全体によりさまざまな工事を確実に実施し、安全で安心な学校教育環境の整備と改善を図るとともに、補正に伴う早期の事業着手により地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。

以上で、施設課の主な説明を終わりますが、参考資料がござ

いますので、日和山小学校の校舎について、位置図などを用いまして説明させていただきます。

最初の①、②が概要です。これは、下（しも）の4小学校の統合校となる日和山小学校について、一部は増築、既存校舎については大規模な改造工事を行って、教育環境の改善を図るものです。

施設概要の3番目、既存校舎3,200平米、既存屋内体育館1,122平米のほかに校舎の増築を約3,000平米することになります。主な施設としては、既存校舎について、特別支援教室や特別教室、管理諸室を置きます。また、増築する部分については、普通教室を備える予定です。スケジュールはご覧のとおりです。最後の年度にグラウンドの工事と校舎のすぐ前のS字カーブになっている細いところがありますので、道路の整備もいたします。完成予想図が出ておりますけれども、特に増築の校舎が目立つように白色でハイライトしたもので、左側の茶色いところが既存校舎ですが、色を大きく変えるということではありません。

次に③、この斜線の部分が既存校舎です。図の上のほうが日本海で、右側に新潟柳都中学校があります。そこと並ぶ校舎です。左下に凡例がありますが、斜線が既存部分、黄色のところが増築する部分です。図の下のグラウンドのわきに大きく増築棟がありますが、上のほうにも少し黄色い部分があります。これは調理室とエレベーターを備える予定の所です。

次が、④1階のイメージです。1階の平面図の、右が大きく空いておりますのがグラウンドの部分なのですが、増築棟と既存校舎の間が1階では空いております。柱しか立っておりません。これは、グラウンドのほうに何かありました場合には、緊急車両が入り込めるように工夫したものです。右下のほうに凡例が載っておりますが、開放時の出入口等が三角になっています。青色が管理ゾーン、職員室や保健室です。ピンク色は教室等学習ゾーンです。黄色のところが開放ゾーン。学校開放等で使う部分ですが、これは第一次開放、第二次開放と順を追って段階的に開放できるようになっておりますので、最大開放したときには、ここまで開放できると、そのようにご覧いただければと思います。最後に、オレンジのところはひまわりが入る部分です。これを見ますと、上のほうの既存のところには昇降口やら玄関をってくるお子さんを見られる位置に職員室。グラウンドのほうも見られるように保健室が並んでおります。下の増築棟の1階にはボランティア室やひまわりがありまして、多目的室と書いてあるところが一般には校歴室にも使えるようにな

っています。

次は付議 16 ページ, ⑤です。これが 2 階の平面図のイメージです。特別支援教室やコンピュータ室, 図書室等があり, 特別教室が並んでおりますが, この辺の配置につきましては, まだ学校とも詰めておりますので, 少々変わる可能性があります。増築棟は普通教室が並んでおり, その横は廊下拡張型の多目的スペースになっています。

⑥は 3 階のイメージです。多目的室があるのですが, ここにはできれば畳を敷き, 地元の方も使えるように考えております。

17 ページです。⑦が 4 階のイメージです。4 階には, 音楽室があります。サッシ等を工夫して音漏れも防いでしておりますが, 万を考慮して一番高い位置に音楽室をもってきています。

そして, ⑧が 5 階です。増築棟の一番上に屋上プールを備えます。また, この屋上プールの下のほうに階段が見えていると思うのですが, 万が一の避難の際には, この屋上にも住民の方が逃げ込めるようになっておりますので, 1 階から, 外からも入れるような避難階段を考えております。参考の資料の説明は以上でございます。

○委員長

この件に関しては, ここまでいいですね。ご意見, ご質問はございますか。

○眞谷委員

構造について確認させていただきたいのですが, これを見ますと 1 階の既存の校舎のほうに校長室, 職員室があつて, 一般教室が増築棟の 2 階以上。しかも 1 階は, 増築棟と既存棟がつながっていないという構造になっているように見えるのですが, もし不審者が増築棟の玄関から突然入ってきたようなとき, 校長先生, 職員の先生方は既存棟の 1 回にいらっしゃって大丈夫でしょうか。

○施設課長

増築棟の 1 階が, 大体が開放できるようになっておりまして, 2 階以上が学習ゾーンですので, 増築棟の 1 階と 2 階は, 階段でつながれておりますが, 間にドアを作りまして, 一般的には入れないように工夫いたします。ですので, ここに入るためには, 職員室の前を通過して昇降口から入ることがルートになるかと思っておりますので, そこを見張れるような形で職員室を作っております。

○眞谷委員

増築棟の玄関から入った人は 1 階には来られるけれども, 2 階に行けないということでしょうか。

○施設課長

そうです。

○眞谷委員

分かりました。1 階は一般の方が出入りできるということですね。

○伊藤委員	増築部分のひまわりクラブのここが玄関ということですが、やはり管理が気になります。ここには出入りする人をチェックするという人の目はないということですか。目が届きにくいのではないのでしょうか。
○施設課長	確かに職員室からは離れているのですが、最近、地域の方にひらかれた学校を目指しておりまして、逆に先生方のご意見を聞きますと、地域の方にどんどん入ってきていただいて、実はその方たちが見ていただけるのだと。そのように聞いております。
○伊藤委員	では、ボランティア室から見えるような、そこまで行けば、人の目に入る、気配は感じてもらえるという造りですか。
○施設課長	ボランティア室には、もちろん窓もありまして、外が見えるようになっております。また内部につきましても、そのように配慮する予定です。今のところ、まだ基本的な設計ですので、そこを窓にするのかというような詳細な部分につきましても、実施設計のほうで、また改めて検討いたしますけれども、配慮いたします。
○佐藤委員	関連して、今、学習棟の1階の玄関から入って、すぐ隣の階段には入れないというお話でした。その上に多くの生徒が勉強されているわけですが、地震等のとき、建物が揺れるときには、この階段から出たほうが早いような気がするのですが、出るのは出られるのかとか、そういう配慮がされているのでしょうか。
○施設課長	通常、2方向避難というのを確実にしなければならないと言われております。例えば、16ページの⑤2階のイメージをご覧ください。普通教室におられる子供というのは、左側の黄色いところ、1階へ行ける道も通れます。下へ逃げるときには逃げられる、もしくは鍵を壊して出すということも可能ですし、一方的にこちら側から出られるようにも作るのは可能です。さらに下のほうには屋上まで行く階段というものがあり、そのドアも外へは出られるということもできます。また、この図で言いますと上のほうにも階段がございますので、3方に逃げられると思います。鍵の構造については、それこそ詳細な設計の部分でいたしますけれども、一方の側からはたやすく開けられるとか、そういったことを考慮いたします。
○佐藤委員	いろいろと配慮されているのは分かりましたので、これからも危険のないような校舎づくりに努めていただければと思います。
○織田委員	15 ページです。④の1階イメージの先ほどから話題になって

いる開放部分，増築部分です。ひまわりクラブが入ったり，ボランティア室，多目的室があるところ。2階以降は，普通教室の間にお手洗があるのですけれども，ここのひまわりのところとボランティア室は，お手洗いはありますよね。この図に入っていないだけですよね。

○施設課長

実は，この図を縮めたら見えなくなったのです。ここには表示されておりませんが，もちろんございます。

○委員長

ありがとうございました。続いて，保健給食課長に説明をお願いします。

○保健給食課長

平成26年度の一般会計補正予算のうち，当課所管分についてご説明申し上げます。

健康づくり推進ということで歳出の部，各種健康診断事業が900万円の減額補正です。この内容につきましては，健診自体は学校保健安全法でやっておりますが，特にこの中身としては心臓病検診と尿検診に係る2次検診。要は精密検査のほうへの受診者が，今年は特に少なかったものですから，予想より経費が浮いたということで，今回の減額補正ということになります。

○委員長

この件に関していかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。

では，同じく「(5)平成27年度新潟市一般会計予算について」斎藤教育次長に説明をお願いします。

○斎藤教育次長

それでは，教育委員会が所管いたします，平成27年度当初予算の概要につきまして，当初予算(案)事業説明書に基づいて，説明をさせていただきます。

はじめに当初予算(案)総括表をご覧ください。教育委員会全体の歳入歳出予算総額は歳入が66億2,004万7,000円，歳出が272億6,811万5,000円となっております。各所属の予算額はご覧のとおりでございます。

続きまして，主な事業の概要について説明いたします。右側のページからご覧ください。私からは，担当であります，学校管理，生涯学習関係の事業について説明いたします。

では，はじめに，教育ビジョンの適正な推進では，現在，策定を進めております，第3期実施計画に盛り込まれました施策を着実に実行するため，適切な政策評価を通して，教育ビジョンの進行管理を行ってまいります。就学援助事業につきましては，引き続き，一定の所得基準に該当する方への助成を実施いたします。また，東日本大震災による本市への避難者で経済的に就学が困難な方を対象に，避難者就学援助事業を継続して，実施してまいります。

次に，教育ネットワーク構築事業です。この事業につきまし

ては、情報ネットワークを活用した事業の推進や、教職員の公務の効率化などを図るもので、新たに取り組むものですが、平成27年度につきましては、導入効果や導入方法、あるいは内容につきまして先進事例や他の政令指定都市の状況など、詳細な調査研究を行い、次年度以降の効果的、効率的な仕組みの構築につなげていくものです。

次に学校施設関係です。まず、指定避難所耐震補強事業、非構造部材耐震化ですが、これにつきましては、昨年度に引き続き、指定避難所になっている学校施設におきまして、落下した場合に大きな事故が起こりやすい屋内体育館のバスケットゴールなどや武道場の天井につきまして、耐震対策を行います。

学校改築事業については、すべて複数年の継続事業となっております。平成27年度に新たに着手する事業といたしましては、日和山小学校校舎整備事業です。大規模改造事業では、合わせて14の学校、幼稚園で大規模改造工事を行うほか、今後の大規模改造に向けた実施設計等を行います。なお、大規模改造実施設計等の中学校の4校でございますけれども、その中には統合による教育環境の整備として、新潟柳都中学校のランチルームの整備を含んでおります。

児童急増対策事業では、児童の急増が見込まれる西内野小学校におきまして、プレハブ校舎を設置し、不足教室の解消と教育環境の向上を図ってまいります。その下の学校施設エコスクール化推進事業では、9校で太陽光発電及び蓄電設備の設置などを行うほか、5校でトイレ省エネルギー設備の改修を行い、エコスクール化を推進します。

続きまして、生涯学習関係の事業について説明いたします。地域と学校パートナーシップ事業です。平成27年度は、引き続き、小中全校へ地域教育コーディネーターを配置するとともに、事業の趣旨や効果を広く市民に周知するため、16校で地域と学校ウェルカム参観日を実施いたします。次のふれあいスクール事業につきましては、新たに4校を拡充し、69校で実施するほか、土曜日の活動内容をこれまで以上に充実させるため、NPO法人など外部講師等を活用した教育プログラムの整備を行い、数校でモデル的に実施を予定しております。

二つ目の地域と学校ドリームプロジェクト支援事業では、地域とともに歩む学校づくりをさらに推進するため、引き続き、特色ある取り組みや先進的な取り組みが市内の学校に広がるよう進めてまいります。青少年の非行等への対応としましては、青少年育成委員を配置し、繁華街などでの巡回や青少年への声かけを行う該当育成活動を引き続き実施します。その下の若者支援

事業では、若者支援センターで相談業務や居場所の運営を行うほか、若者の自立や社会参加を支援する事業を行います。

また、(仮称)国際青少年センター整備事業では、老朽化した大畑少年センターを旧二葉中学校へ移転し、青少年の国際交流も視野に入れた交流施設として改修し、整備を行います。平成27年度については、基本構想の策定から実施設計までを予定しております。

続きまして、生涯学習センターです。市民の高度で専門的な学習ニーズにこたえるため、新潟市民大学開設事業を引き続き実施いたします。また、家庭教育振興事業では「おはよう朝ごはん料理講習会」及び「子育て学習出前講座」を実施いたします。なお、クロスパルが平成27年度で開館10周年を迎えますので、記念講演会も予定しているところでございます。

公民館関係の事業です。一つ目、地域コミュニティ活動活性化支援事業では、地域コミュニティ協議会や社会福祉協議会などと連携して事業を実施するとともに、コミュニティコーディネーターの育成講座を各区で実施いたします。また、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどを支援し、地域参加を推進するため、新たにセカンドライフ農業体験事業を実施するほか、家庭教育振興事業や地域学振興事業につきましても、引き続き、実施してまいります。

次に、中央図書館所管の事業です。読書普及事業では、中央図書館をはじめ、各図書館において市民の生涯学習を支援するため、引き続き、幅広い資料を収集するとともに、各種講座や行事を開催するほか、図書館を訪れることが難しい市民の皆さんへの宅配サービスを継続して実施いたします。

子供の読書環境の整備では、第二次子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業を継続して行うほか、学校図書館支援センターによる学校図書館、学校司書への支援を引き続き実施するとともに、赤ちゃんタイムをはじめ、子供や親子を対象としたさまざまな行事を開催するなど、子供の読書活動を推進してまいります。また、図書館サービス向上事業では、レファレンスデータベースを継続して運用するとともに、新図書館情報システムを稼働させ、さらに電子図書館機能についても検討を進め、より多くの利用者ニーズにこたえられるよう努めてまいります。私からは以上です。

○委員長

続いて、渡邊教育次長に説明をお願いします。

○渡邊教育次長

続きまして、学校教育担当より所管の事業について説明いたします。はじめに、保健給食課所管事業について説明いたします。

学校保健関係では、市立学校・園に学校医を配置し、各種健康診断事業や児童生徒の生活習慣病予防対策事業で、幼児・児童・生徒の健康管理に努めます。また、食物アレルギー対策事業では、有病者が増加している現状を踏まえ、アレルギー疾患に対する健康管理や緊急時の対応について、学校関係者を対象にした研修を実施します。学校給食関係では、栄養士資格保有者による食に関する指導や食育ミニフォーラムなどの開催など、地域と連携して食育を推進します。また、新たに小学校3校を加えた計5校で給食調理業務の民間委託を実施し、より効率的な運営を図り、安心・安全な学校給食を提供してまいります。

続きまして、教職員関係の事業について説明いたします。県費負担教職員の権限移譲準備では、第4次地方分権一括法による平成29年4月の県費負担教職員に係る包括的な権限移譲に向けて、所要の準備を進めてまいります。また、教職員の多忙化解消対策を引き続き推進するとともに、教職員の採用、管理職の登用などを適切に実施してまいります。

教職員の研修につきましては、教師力の一層の向上を目指して、学校現場のニーズに合致した研修を推進していくとともに、若手教師道場やマイスター養成塾などの研修講座の質を高め、充実を図ってまいります。その下からは、学校教育に関する事業でございます。新年度も引き続き、基礎学力の向上などに重点的に取り組んでまいります。

学力向上対策事業では、全国学力学習状況調査で実施されない教科、理科や英語になりますが、この学力調査についても市独自で行い、児童・生徒一人ひとりと各学校の学力実態の把握に努めます。また、基礎的、基本的知識定着のために行っている単元評価問題配信や学習支援員の活用も図ってまいります。

アフタースクール学習支援事業は、平成27年度から新たに実施する事業です。市立中学校において、放課後の時間等を活用した学習支援の場を設け、その取組を支援するものです。平成27年度、平成28年度は試行とし、平成29年度から本格実施する予定です。

カウンセラー等活用事業では、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣して、いじめや非行等の問題行動や不登校の解消を図ってまいります。また、東日本大震災により被災した児童・生徒等の心のケアなどにも引き続き、対応してまいります。

「防災教育」学校・地域連携事業では、各学校が行う防災教育が家庭や地域と連携した実践的な取組みとなるよう支援して

おります。

特別支援教育の充実につきましては、引き続き、小中学校の特別支援学級及び通常学級に介助員を配置して、障がいのある児童・生徒の学校生活を支援してまいります。また、発達障がい等サポート事業では、引き続き、小学校低学年の特別支援学級の対象とならない発達障がい児への指導支援のため、大学教授等と連携して、専門家を学校に派遣してまいります。教育委員会が所管する平成 27 年度当初予算の概要につきましては、以上でございます。

○委員長

今、お二人から説明がありました。確認あるいは質問事項、ご意見がありましたらお願いします。

○沢野委員

特別支援教育の充実というところで、通常学級に介助員を配置とありますが、これはどのような形で、どのような人数、あるいは学校が要望すれば配置できるのか。その辺のシステムを教えてください。

○渡邊教育次長

途中で人数が変わったりしますが、平成 26 年度当初は 270 名を配置しております。この配置につきましては、各学校の状況を聞きながら、必要に応じて調整していくというやり方でやっております。

○斎藤教育次長

一定の基準がございますので、特別支援学級と情緒学級と知的の学級がございますけれども、それぞれの何人以上であれば何人という介助員の配置です。通常学級につきましては、子供たちの状況を見て、あとは学校からのいろいろなヒアリングなどを通して、特別支援学級の場合でも、担当の指導主事が子供の状況を見まして、特に通常学級については必要に応じて配置するということになっております。

○沢野委員

そうしましたら、学校側といいますか、校長先生からの要望で見に来ていただけるということになりますか。

○斎藤教育次長

そうです。各学校からその旨の要望を出していただきまして、それを特別支援の担当指導主事が学校へ行き、状況、実態を把握したうえで必要かどうかを判断して、配置するなら配置するということです。

○伊藤委員

学校給食管理についてなのですが、安心・安全なということを図りつつ、民間への移行ということですが、民間委託からの課題や献立作りの連携でいろいろな課題があるかと思うのですが、その辺、増えていく方向なのかをお聞かせください。

○渡邊教育次長

平成 26 年度モデル実施した学校が上所小、女池小です。27 年度は 3 校を加えて行います。今年度のはじめは円滑にいかなかった部分もありましたけれども、今はご理解をいただいて、

スムーズに運営できているというところです。今後の予定につきましては、施設整備と併せて、検討し進めていきたいと考えております。

○委員長

ここに学校医の配置人数が出ていますが、新たに増やすとか、そういうことはないのですか。

○渡邊教育次長

学校保健法に従って配置しなければいけないということが決まっておりますので、これは新たに配置するものではありません。

○委員長

ということは、昨年度並みであり、新たに健康管理に関して力を入れるとか、そういうことではないのですね。

○渡邊教育次長

はい。

○伊藤委員

地域と学校ドリームプロジェクト支援事業ということについて、先ほどご説明があったのですが、支援校 31 校ということでした。学・社・民の融合という意味では、大事な項目だと思うのですが、これはさらに増えていくのか、支援したところは支援を続けていくのか、予算が付くのはどのようなものですか。

公民館と学校がつながり、そこに地域がつながるという事業はけっこう予算もいるのですが、地域における掘り起こしはまだまだこれからかと思っています。その上では、やはり支援というのは大変大きいことなので、支援の学校を増やしていくのか、そのあたりお聞かせください。

○斎藤教育次長

そもそも市内全部の小中学校においては、地域とともに歩むというのが基本です。地域から支援される学校づくりということで、コーディネーターが橋渡し役となり、地域、あるいは公民館と一緒に連携して子供たちのための教育活動を行っています。これは、すべての小中学校でやっているわけです。

その中で、学校から公民館や地域と連携して、こういう取組みを私たちはやりますという計画書を出していただき、それを地域の方も含め、選定委員会で選定いたしまして、これは確かに先進的な特色ある取組みだというものにつきまして、プラスアルファの支援をします。これが地域と学校ドリームプロジェクト支援事業で、予算的には31校ということになっております。これは3年くらい前から始まった事業ですが、毎年、違う学校に支援を行っているということです。

○伊藤委員

これは学校長から手を挙げてもらうわけですね。コーディネーターも大事な役割になりますね。

○斎藤教育次長

そうですね。計画の策定には、コーディネーターも大事な役割を担うと思います。

○伊藤委員

やってみていいなと思うことで、ある意味、地域も掘り起こされて、その取組みを継続していく可能性が生まれますね。

○斎藤教育次長	そうですね。事例を紹介していますので、ほかの学校で、これに取り組んでみようということもできるかと思います。
○伊藤委員	分かりました。ありがとうございました。
○眞谷委員	教職員課の県費負担教職員の権限移譲準備がありますが、あと2年でそうなるということは知っていたのですが、どういうことをするのか全く想像が付きません。金額は準備で1億2,000万円もかかる。あと2年ですから、来年も同じ金額がかかることになるのか、どういうことでこの数字になるのか説明していただければ。
○渡邊教育次長	おっしゃるとおり、平成29年4月からスタートします。その中で一番重要な部分は、給与に国のお金が出るわけです。国庫負担というものもありますし、それから交付税もございます。それを今、県のコンピュータの中で計算しながら、各教員に出しているわけですが、今度は市でそのシステムを構築して、教職員課に配置するというございます。
○眞谷委員	コンピュータシステムを作らなければいけないということですね。
○渡邊教育次長	その基本設計に入る部分が、この金額です。
○眞谷委員	給与システムと書いてあるのは、そういうことなのですね。分かりました。
○委員長	そのほかいかがですか。 では、どちらにお聞きしていいか、分からないので教えてください。総括表について、大まかなことをお聞きできればいいのですが、歳入の部分を見ると、施設課、学校支援課が平成26年度に比べると当初予算額が大幅に増えています。どうしてここだけこんなに増えるのか教えていただければ。何か特殊な要素があるのですか。
○斎藤教育次長	施設課長から説明いたします。
○施設課長	歳出によって補助金が変わっていきますので、歳出が変わったことによって、自動的に歳入も変わってきたとお考えいただきたいと思います。歳出のほうが、どうしてこんなに違うのかということは、特に施設課が大きいのですが、例えば、前年度ですと、9月補正、12月補正、2月補正とそこで60億円という当初予算よりも大きな額を補正しております。そういったことがありますので、当初だけを比べますと、ものすごい差になります。しかし、決算になると分かるのですが、どれだけ使ったかを見ると、実は同じくらい100億ずつくらい使ったというようなことになっていきますので、当初を比べたせいでの差とお考えいただければと思います。
○斎藤教育次長	当初予算はあるのですが、その間にこの1年間でも国

の補正などに対応して、来年やる予定のものを前倒しして、1年早くやってしまうということを繰り返してくるものですから、どんどん予算が膨らんで、最初の当初予算と比較するととんでもなく違うように見えるのですけれども、これを決算で見ると大差がないことがあります。

○渡邊教育次長

学校支援課分につきましては、先ほど説明しましたが、防災教育というのがあるのですが、これが実は市長部局の防災課というところの担当だったのですが、それがそのまま学校支援課のほうにいきます。このお金につきましては、100%県の補助でございます。

○委員長

そのほかいかがですか。お疲れさまでした。

それでは、議案第26号について承認してよろしいですね。議案第26号は承認されました。

では、これより、人事案件のため、事務局も両教育次長、教育総務課長、教職員課長、教育総務課事務局を除いて、全員ご退席をお願いいたします。

(非公開案件)

(付議事件

議案第27号「市立小・中・特別支援学校の校長の人事について」審議し、可決する。)

第9 閉会宣言

○委員長

午後5時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員